



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月25日(金) 第9744号

目次

	ページ
<b>公 告</b>	
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	2
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	3
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(会計課)	4
○同	4

**■ 公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和元年10月10日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和元年関東地方整備局告示第67号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画道路事業3・4・26号競馬場通り線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成28年2月17日から令和3年3月31日まで

■ 人事委員会規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十一条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

別記様式第九号の二中

<input type="checkbox"/>	(2)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職	を
<input type="checkbox"/>	(3)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>	(4)	地方公務員法第28条第1項第2号の規定による失職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(5)	地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(6)	勲褒退職	
<input type="checkbox"/>	(2)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	に
<input type="checkbox"/>	(3)	地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(4)	地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(5)	勲褒退職	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の職員の退職手当に関する規則(以下「旧規則」という。)第九条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当に関する規則(以下「新規則」という。)第九条の二に規定する群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。
- 3 新規則第十一条第二項の規定は、群馬県職員退職手当に関する条例第十条第一項の規定による基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日以前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている書類は、新規則の相当規定によって提出されているものとみなす。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	凍結防止剤散布装置(車載式、0.3m <sup>3</sup> 、自然流下式)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	4,771,800円
	凍結防止剤散布装置(車載式、1.5m <sup>3</sup> 、ベルトコンベヤ式)	1台			
イ	マルチスノープラウ(小型トラック(2t)及び中型トラック(4t)装着用、ブレード幅2,400mm以上2,500mm未満)	2台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	4,989,600円
ウ	除雪トラック(3t級、4×4、プラウ付、散布装置付)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	前橋市高井町一丁目35番地32	17,819,340円

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月11日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和元年8月30日

次のとおり落札者を決定した。

令和元年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア 群馬コンベンションセンター展示ホール用スタッキングチェア 3,300脚
- イ スタッキングチェア専用台車 83台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社前橋大気堂 群馬県前橋市本町二丁目2番16号
- 5 落札金額 42,666,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年9月3日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---